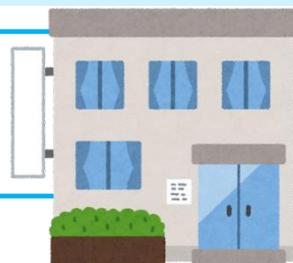




令和5年4月より病児保育の 利用料が無償化されます

1. 無償化対象施設

福岡県内の市町村事業病児保育施設



2. 無償化対象者

病児保育施設の利用日において、福岡県に住所を有する保護者の児童

3. 無償化対象の費用

利用1日あたりの利用料（2,000円/日を上限）
※昼食代やおやつ代等は除く。



- 福岡県内に住所を有する方が対象です。
- あとから利用日において県内居住者でないことが判明した場合は、利用料相当分を施設にお支払いしていただきますのでご注意ください。
- 病児保育事業をご利用の際は、事前登録が必要です。施設もしくは市の窓口でお手続きをお願いします（無償化のお手続きは不要）。

【お問い合わせ先】

筑紫野市役所 こども部 こども政策課 保育担当

092-923-1111（受付時間：平日8:30～17:00）